

頁	項目	修正後	修正前
—	目次	<u>3.4.5. 居住誘導区域以外の区域での施策(45頁)</u>	—
—	目次	3.5.5. 都市機能誘導区域_____	3.5.5. 都市機能誘導区域の <u>設定イメージ</u>
—	目次	<u>3.7.2. 国等が直接行う施策(64頁)</u>	—
—	目次	3.7.3. 拠点別の施策の方向性(65頁)	3.7.2. 拠点別の施策の方向性(64頁)
—	目次	3.7.4. 誘導施設の維持・確保の考え方(67頁)	3.7.3. 誘導施設の維持・確保の考え方(66頁)
—	目次	3.8. 事前届出(68頁)	3.8. 事前届出(67頁)
—	目次	4. 計画の管理と目標(71頁)	4. 計画の管理と目標(70頁)
—	目次	4.1. 計画の管理(71頁)	4.1. 計画の管理(70頁)
—	目次	4.2. 評価の時期・方法(72頁)	4.2. 評価の時期・方法(71頁)
4	土地利用(市街地)	文章中「一定の密度を保った <u>まとまりのある</u> 市街地形成」	文章中「一定の密度を保った <u>コンパクトな</u> 市街地形成」
17	人口の推移と将来見通し	図11及び図12 <u>平成47年の囲いこみ</u>	—
22	開発行為の動向	図17 <u>白図(ベース図)の差替え</u>	—
26	地価	図24 <u>線の太さ</u>	—
28	財政の状況	図26 <u>破線と数字の重なり</u> の解消	—
30	公共施設のコストシミュレーション	図29 <u>最新に差替え、(単位：億円)</u> の追記	—
33	下水道の状況	図33 <u>最新(H28.3.31現在)</u> に差替え	—
45	居住の促進	<u>3.4.5. 居住誘導区域以外の区域での施策</u> の追記	—
46	都市機能誘導区域の設定の考え方	文章中「容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。」	文章中「容易に移動できる <u>と</u> 範囲で定めることが考えられます。」
47	⑤特定機能拠点・産業拠点	文章中「※ <u>現時点では</u> 、小城市牛津保健福祉センター」	文章中「※ <u>例えば</u> 、小城市牛津保健福祉センター」

頁	項目	修正後	修正前
49	表4 誘導施設一覧表 (例)	表題中「表4 誘導施設一覧表_____」	表題中「表4 誘導施設一覧表 <u>(例)</u> 」
同	同表	<u>全角カナ</u>	<u>半角カナ</u>
同	同表中 認定子ども園の定義	文章中「法律第3条、 <u>第</u> 17条第1項に規定」	文章中「法律第3条、 <u>__</u> 17条第1項に規定」
同	同表中 ドラッグストアの定義	文章中「 <u>大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する</u> 店舗面積1,000㎡以上」	文章中「_____店舗面積1,000㎡以上」
50	都市機能誘導区域の設定イメージ	表題「3.5.5.都市機能誘導区域_____」	表題「3.5.5.都市機能誘導区域 <u>の設定イメージ</u> 」
同	同	図43 <u>白図(ベース図)の差替え、牛津地域拠点地区の誘導区域の一部変更</u>	—
51	小城中心拠点地区	地域高規格道路の <u>線の変更、凡例の一部追加</u>	—
52	牛津地域拠点地区	都市機能 <u>誘導区域の一部変更、凡例の一部追加</u>	—
53	三日月生活拠点地区	地域高規格道路の <u>線の変更、凡例の一部追加</u>	—
54	芦刈生活拠点地区	地域高規格道路の <u>線の変更、凡例の一部追加</u>	—
61	都市機能の立地状況のまとめ	表6中 <u>全角カナ</u>	表6中 <u>半角カナ</u>
同	同	表6枠外 <u>注釈の追記</u>	—
64	国等が直接行う施策	64ページ全文 新規に追記	—
64~71		64ページ追加に伴う64ページ以降、 <u>ページの変更</u>	—
64、65	拠点別の施策の方向性	64ページ追加に伴う64、65ページの <u>項目番号の変更</u>	—
66	誘導施設の設定	表7中 <u>全角カナ</u>	表7中 <u>半角カナ</u>
同	同表	表7枠外 <u>注釈の追記</u>	—
同	同表	表7枠外注釈中「一印： <u>既存施設が都市機能誘導区域の周辺に立地しているため、利用圏域(小学校区程度)を考慮し、都市機能誘導施設としては位置付けない施設</u> 」	表8枠外注釈中「一印： <u>_____利用圏域_____を考慮し、都市機能誘導施設に位置付けない施設</u> 」